

○国土交通省告示第百八十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十七年二月十六日

国土交通大臣 北側 一雄

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道33号改築工事（砥部道路・愛媛県伊予郡砥部町千足地内から同町宮内地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 愛媛県伊予郡砥部町千足及び宮内地内
- 2 使用の部分 愛媛県伊予郡砥部町千足及び宮内地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、愛媛県伊予郡砥部町千足地内から同県松山市森松町地内までの延長約6.1kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道33号改築工事（砥部道路）」（以下「本件事業」という。）のうち、既に用地取得が完了し、供用を開始している部分を除いた、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号の一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当し、同項の規定により指定区間内の管理は国土交通大臣が行うものとされていることから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道33号は高知県高知市を起点として、同県吾川郡伊野町などを経て、愛媛県松山市に至る延長118.5kmの主要幹線道路である。

このうち、本件区間に係る一般国道33号（以下「現道」という。）は、松山市街地への主要な幹線道路として自動車交通量が多いにもかかわらず、2車線の道路であることから、自動車交通量が現道の交通容量を超過している状況にある。また、現道の存する伊予郡砥部町は、松山市の中心部まで車で30分のところに位置し、通勤、通学の圏内にあり、さらには、砥部焼観光センターなどの施設が存することから、現道においては、日常生活及び休日の観光に伴う自動車交通により随所で渋滞が発生し、安全かつ円滑な交通が阻害されている。

平成11年度の道路交通センサスによると伊予郡砥部町地内で平日においては19,400台/日、混雑度1.87、休日は20,894台/日、混雑度2.01となっている。また、平成14年11月に起業者が行った現地調査では、砥部町役場前交差点において、約1,300mの渋滞長が確認されている。

本件事業の完成により、現道における交通渋滞の緩和が図られ、安全かつ円滑な交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、同法等に準じて、起業者が平成16年8月に環境影響評価を任意に実施したところ、騒音について一部環境基準を超える値が見られるものの、低騒音舗装を施工することにより環境基準等を満足するものと評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件事業地内には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道の交通渋滞の緩和を目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）第3種第2級の規格に基づく4車線のバイパス事業（一部現道拡幅）であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業は、昭和48年8月7日に都市計画決定された事業であり、事業計画の基本的内容は当該都市計画と整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するも

のと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

現道は、3(1)で述べたように、現況下においても交通量が多く、慢性的に交通渋滞が発生していることから、できるだけ早期に交通渋滞の緩和を図る必要があると認められる。

また、現道沿線周辺の市町村の長及び議会議長からなる国道33号線整備促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 愛媛県伊予郡砥部町役場